

令和3年6月16日
福祉部福祉課
生活支援部保護第一課・保護第二課

江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について

1 債権放棄について

江東区私債権の管理に関する条例（平成27年4月1日施行）第13条第1項第1号「債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき」、同項第2号「破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき」及び同項第3号「当該債権について消滅時効が完成したとき」に基づき、以下の債権を放棄した。

2 債権放棄額等について

債権の名称	債権の額	債権の件数	放棄決定日
女性福祉資金貸付金	800,258円	2件	令和3年3月31日
生業資金貸付金	873,180円	1件	令和3年3月31日
合計	1,673,438円	3件	